

久留米大学知的財産セミナー

日 時:平成18年11月30日(木曜日)
16:00～18:00 (質疑応答含む)

場 所:久留米大学本館3階 第2会議室

主 催:特許庁、九州経済産業局、久留米大学
協 力:日本弁理士会
実 施:(株)ベンチャーラボ、日本弁理士会知的財産センター
日本弁理士会九州支部

テーマ:「バイオメディカル分野での知的財産を巡る
国内外の 現状と問題点」

講 師:鎌田 光宜 (高島国際特許事務所・弁理士)

<講演内容>

1. ポストゲノム時代のライフサイエンス特許
2. 日米欧特許制度の比較 -特有の制度とその留意点-
先願主義と先発明主義、医療行為関連発明、新規性喪失の例外規定、
情報開示義務、特許権の効力の及ばない範囲等
3. バイオ関連発明の特許成立性について -問題点とその対応策-
進歩性(非自明性)、記載要件等の観点から(医薬化合物、細胞、抗体、食品等)
4. 最近のバイオ特許の審判決とその考察
リサーチツール特許と侵害免責等

お問合せ先:久留米大学知的財産本部管理室

Tel.0942-31-7916(直通)(内線:2050)

Fax.0942-31-7918

E-mail.chizai@kurume-u.ac.jp



KURUME UNIVERSITY SINCE 1928

久留米大学は2008年に創立80周年を迎えます。